

津市福祉電話貸与事業実施要綱

平成18年1月1日訓第111号

改正 平成26年10月31日訓第108号

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者等の日常生活の便宜を図ることにより、在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、当該在宅高齢者等に福祉電話を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅高齢者」とは、本市の区域内に住所を有するおおむね65歳以上の者のみにより構成された世帯に属する者をいう。

(対象者)

第3条 福祉電話の貸与を受けることができる者は、在宅高齢者等で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属するもの又はその属する世帯の生計を主として維持している者（以下「生計中心者」という。）の前年（1月から6月までの間における貸与にあつては、前々年分）の所得に係る市民税が非課税であるもののうち、福祉電話を貸与することが必要と認められるものその他市長が特に必要があると認める者とする。

(貸与の手続)

第4条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、福祉電話貸与申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があつた場合は、速やかに審査の上、その結果を福祉電話貸与決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 福祉電話の貸与を受けている者（以下「利用者」という。）は、当該福祉電話を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(貸与決定の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉電話の貸与を受けたと認めるときは、直ちにその貸与の決定を取り消すものとする。

(廃止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉電話の貸与を廃止し、又は休止するものとする。

- (1) 利用者の死亡等により福祉電話の貸与を行う必要がなくなったとき。
- (2) 利用者の心身の状況の変化等により福祉電話の貸与を行うことが適当でなくなったとき。
- (3) その他福祉電話の貸与を行うことが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により福祉電話の貸与を廃止し、又は休止したときは、福祉電話貸与廃止（休止）決定通知書（第3号様式）により利用者に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 福祉電話の利用に係る毎月の通話料については、利用者が負担するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市福祉電話貸与事業実施要綱（平成15年4月1日制定）又は久居市老人福祉電話貸与事業運営要綱（平成4年久居市訓令第8号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定により貸与された福祉電話は、この訓の相当規定により貸与された福祉電話とみなす。

3 この訓の施行前に合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第108号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

福祉電話貸与申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

次のとおり福祉電話の貸与を受けたいので申請します。

対 象 者	ふりがな				性	男	住	〒
	氏 名				別	女	所	
	生年月日	年 月 日 (歳)						
世 帯 区 分	単 身	1 健康 2 病気がち	独居になった時期		年 月 日			
	老人世帯	夫 1 健康 2 病気がち 3 寝たきり		妻 1 健康 2 病気がち 3 寝たきり				
	そ の 他							
生 計 の 状 況	1 生活保護を受けている		4 年金を受けている					
	2 家族の仕送りによる		5 その他					
	3 働いて収入を得ている							
住 宅 の 状 況	区 分	1 自宅 2 借家 3 間借			建坪・部屋数	()坪・()部屋		
		4 その他			住宅の構造	1 木造 2 その他 ()		
		1 平屋 2 ()階建						
		3 その他						
貸与申請理由								
緊 急 時 連 絡 先	住所							
	氏名		続柄		電話			
民生委員意見								
	氏名							印

第2号様式（第4条関係）

福祉電話貸与決定通知書
却下

(記号番号)
年 月 日

(氏名) 様

津市長 (氏名) 印

年 月 日付けで申請のありました福祉電話の貸与について、津市福祉電話貸与事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のお決定
却下 しましたので通知
します。

決定区分		決定・却下				
利用者	住所					
	ふりがな	氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
開始年月日		年 月 日から				
却下理由						
備考						

第3号様式（第7条関係）

福祉電話貸与^{廃止}
休止 決定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました福祉電話の貸与について、津市福祉電話貸与事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり^{廃止} 休止 しましたので通知します。

決 定 区 分		廃 止 ・ 休 止				
利 用 者	住 所					
	ふりがな 氏 名	性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
廃 止 休 止	年月日	年 月 日				
廃 止 休 止	理 由					
備 考						